

基本仕様書

1 業務名

広島城天守内観・外観映像化業務

2 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 業務目的

解体等を検討している現天守（復興天守）について、博物館施設としての用途廃止（広島城閉館）後、広島城に関する研究資料とするため、内観（第1層から第5層まで）及び外観の映像記録を作成する。また、展示により市民等に公開し、広島歴史・文化を広く発信するため、コンテンツを作成する。

4 業務内容

現天守の内観・外観を撮影し、記録資料及び公開のためのコンテンツを作成する。

(1) 撮影

ア 日程等

撮影期間：契約締結日から令和8年1月までの間で5日程度を想定。

撮影時間：広島城の開館時間を除く発注者が指示する時間。詳細について、発注者及び指定管理者と事前に5回程度の協議・調整を想定。

イ 撮影範囲及び方法

(イ) 天守内観

展示がある状態で、全体を360度カメラで撮影するとともに、各層の次のポイントを定点で撮影する。

- ・第1層：城郭模型、金箔押鯨瓦、鬼板瓦、毛利氏・福島氏・浅野氏の城主の絵図、映像コーナー、ゲーベル銃・エンフィールド銃、ミュージアムショップ、しろうニャの着ぐるみ
- ・第2層：茶室、武家屋敷・商家再現展示、広島城下絵屏風、古地図、美術品工芸品
- ・第3層：馬印、刀剣、日本号（写）、刀の重さ体験コーナー、甲冑
- ・第4層：企画展示（撮影時に開催されている企画展で発注者が指示する展示品）
- ・第5層：東西南北の窓からの眺望

(イ) 天守外観

次の点に留意しながらドローン撮影する。

- ・天守台石垣及び小天守台（東側・南側）石垣を含む外観全体を撮影する。
- ・天守の特徴部分（鯨瓦、懸魚、破風など）をポイントで撮影する。

ウ その他

(イ) 撮影に当たっては、壁、床、展示ケース及び備品等を破損しないよう、必要な養生等を行うこととし、事前に発注者と調整した上で実施すること。

(イ) 360度映像は、5K画質以上の映像とすること。

(2) 記録資料及び公開のためのコンテンツ作成

ア 活用方法

以下の活用方法を踏まえた、記録資料及びコンテンツを作成すること。

- ・将来の調査研究のための映像資料とする。
- ・WEBサイト掲載用及びVRゴーグル用のコンテンツとする。
- ・広報コンテンツとして二の丸復元建物、広島城三の丸歴史館及びイベント会場で投影する。

- ・ 歴史・文化を学ぶコンテンツとして史跡広島城跡及びイベント会場における壁面や床面に投影する。

イ その他

- ・ 記録資料・コンテンツの作成に当たり、必要な使用料及び著作権の処理を行うこと。
- ・ 記録資料・コンテンツ等の内容については、発注者と調整し、適宜確認を受けること。また、発注者からの修正等の指示に対応すること。

5 成果物について

- (1) 電子媒体（HDDまたはSSDを原則とする。）で2部、提出すること。
- (2) 納品に当たっては、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で提出すること。
- (3) 業務履行報告書を提出すること。

6 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者等との連絡調整を十分に図ること。
- (2) 本業務による成果品の著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ないで他に公表、貸与又は使用してはならない。また、発注者は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。
- (3) 本業務の実施に当たっての再委託については、次のとおりとする。
 - ア 受注者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に発注者に書面より報告し、承諾を得なければならない。
 - イ 発注者から再委託が承諾されたときは、受注者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を順守させるものとする。
- (4) 本業務の実施に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守するとともに従事労働者に係る適正な雇用条件の確保に努めること。
- (5) 本業務の実施に当たり、知り得た事項、業務内容及び成果等、関係する情報すべてについて秘密を厳守し、発注者の了解がなければ一切の他言・公言及び貸与をしてはならない。なお、本契約の終了後も同様とする。
- (6) その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については、関係者において協議し、決定する。